

二〇周年記念号の刊行にあたり

立教大学法学部は一九五九年四月に発足し、一九七九年は創立二〇周年に当る。一月には祝典の行事が盛大に行われ、今年発行のこの一八号が二〇周年記念号として刊行される運びとなった。

一口に二〇年というものの、この間の有為転変は激しい。一九六〇年の創刊号にみられる立教法学会の会員は一六名。現在員二三名に至る過程において、なんと二一名のスタッフを迎えているが、うち物故者三、定年退職二、離職は九の多きを数え、創刊時メンバーのうち現職は半分以下の七名にすぎない。創立時の長老、江川、石崎、宮沢三先生の御逝去は、諸行無常の世のつね、今は御霊の安かれと祈るほかはない。しかし、離職者の大半は大学紛争の過程でわかれた若き俊秀である。

たしかに「兄弟鬩干牆、外禦其務」の名言が通用しないほど、創立以来わが法学部の学生に向きあう姿勢は真摯であり、文字通り教育熱心であった。このことは、新しき俊秀を迎えた今日に至るもなお変りはない。学生は外なる存在ではなく内なるものであったことが、名言の通用しない理であったのだろう。紛争後も、自主講座・合同講義の開設、カリキュラムの新設・拡大、社会人入学・寄附講座の新設と、教育改革・入試改革に、創立時と同様寧日もない。それが新しき俊秀の貴重な研究時間を大幅に侵蝕していることは想像に難くない。二〇周年記念号が通巻一八号、紛争後本号までが七冊目という数字については、他の法律諸雑誌への寄稿が多いためということもさることながら、この並々ならぬ教育熱心ということだけでも十分の言訳

になるのではなからうか。

「大学の使命は、いうまでもなく、研究と教育とにある。われわれは『立教法学』が日本の法学界に対して新しい学問的寄与をなすとともに、学生諸君に対してもその研究の指針として役だつてであろうことを期待する」とは、創刊号における宮沢初代法学部長の「発刊のことば」である。教育について、われわれは勢いっぱいのことをしてきたという自信をもっている。研究についてどうか。たしかに粒よりの逸品であることは疑いない。数が多ければいいというものでもないことはいうまでもないが、それにしても少なすぎる。言訳は言訳として、せめて号数が年数を上廻る程度の刊行を期したいと考えるのは、スタッフ一同の思いであるに違いない。それやあれやを考えると、ここで創立の原点に立ちかえり、立教法学がさらに学問的寄与をなすために、その充実・発展を計らねばならないと思うのである。

創立二〇周年記念号の刊行を喜ぶとともに、このことを銘記したい。

一九七九年二月

立教法学会会長 池田政章